

介護老人保健施設 恵の杜 入所契約書

(利用者)

介護保険被保険者証 被保険者番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

利用者氏名 殿

(事業者)

所在地 神奈川県横浜市瀬谷区阿久和南3-29-1

社会福祉法人 恵正福祉会

事業者名 介護老人保健施設 恵の杜

<目次>

第1条	(契約の目的)
第2条	(契約の有効期間)
第3条	(運営規程の概要)
第4条	(利用者代理人)
第5条	(身元引受人)
第6条	(協力義務)
第7条	(利用基準)
第8条	(利用料金のお支払い及びその滞納)
第9条	(利用者の契約解除権)
第10条	(事業者の契約解除権)
第11条	(契約の終了)
第12条	(契約終了後の退所)
第13条	(退所後の援助)
第14条	(契約に定めのない事項)

利用者又は利用者代理人と社会福祉法人 恵正福祉会(以下「事業者」という。)とは、事業者が運営する介護老人保健施設 恵の杜(以下「恵の杜」という。)の介護老人保健施設サービス(以下「施設サービス」という。)の利用に関して、次のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、可能な限り、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活が営むことができるよう、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養生活上の世話等のサービスを提供します。

2 事業者は、施設サービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態区分及び利用者の介護保険被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

(契約の有効期間)

第2条 この契約の有効期間は、令和____年____月____日 からとします。

2 利用者は、第11条に定める契約の終了事由がない限り、この契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

(運営規程の概要)

第3条 事業者の運営規程の概要(事業の目的、職員の体制、サービスの内容等)は、別に定める重要事項説明書に記載したとおりです。

(利用者代理人)

第4条 利用者は、利用者代理人を選定してこの契約を締結させることができ、また、この契約の定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

(身元引受人)

第5条 事業者は、利用者に対し、身元引受人を定めることを求めることがあります。ただし、社会通念上、利用者に身元引受人を定めることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

なお、利用者代理人は、身元引受人を兼ねることができます。

2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。

- 一 この契約に基づく利用者及び利用者代理人の事業者に対する債務について連帯債務者となること。
- 二 利用者が疾病等により外部の医療機関に受診する場合、診察、治療等が円滑に進行するように協力すること。
- 三 利用者が疾病等により他の医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- 四 契約終了の場合、利用者及び利用者代理人、家族、その他利用者と相応の関係を有する者等とともに、事業者等と連携して、利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること。
- 五 利用者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引き受け、その他必要な措置をすること。

(協力義務)

第6条 利用者は、事業者が利用者のために施設サービスを提供するにあたり、可能な限り、事業者に協力しなければなりません。

2 利用者及び利用者代理人、身元引受人、家族、その他利用者と相応の関係を有する者は、事業者が利用者のために施設サービスを提供するにあたり、互いに連携し、可能な限り、事業者と協力しなければなりません。

(利用基準)

第7条 利用者が次の各号に適合する場合、恵の杜の利用ができます。

- 一 介護保険の要介護認定において、「要介護1」以上の被認定者であること。
- 二 共同生活を営むことに支障がないこと。
- 三 病状が安定期にあり、医療機関において入院治療する必要がないこと。
- 四 この契約の定めることを承認し、別に定める重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること。

(利用料金のお支払い及びその滞納)

第8条 施設が提供するサービスの利用料金は、介護保険法等の関係法令に基づき、別に定める重要事項説明書に記載したとおりとします。ただし、契約期間中に介護保険法等の関係法令の改正により、利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後、速やかに利用者又は利用者代理人等に対して、改定後の金額を通知し、この契約の継続について確認するものとします。

2 利用者又は利用者代理人、身元引受人等は、サービス提供を受けた対価として、前項の費用をもとに月ごとに計算された利用者負担金を事業者に支払うものとします。

ただし、1ヶ月に満たない期間の利用者負担金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

3 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料金について、利用者又は利用者代理人等に対して、説明を行い、その同意を得るものとします。

4 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないサービスに対する利用者負担金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書について、利用者又は利用者代理人等に対して、説明を行い、その同意を得るものとします。

5 利用者又は利用者代理人、身元引受人等が、正当な理由なく、事業者を支払うべき利用者負担金を90日以上滞納した場合には、事業者は、30日以上を定めてその支払いを催告し、期間満了までに利用者負担金の支払いがないときに限り、文書により、この契約を解除できるものとします。

6 事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、利用者及び利用者代理人、身元引受人、家族、その他利用者と相応の関係を有する者、市町村の関係機関等と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、在宅サービスの利用、生活の場の確保等について必要な調整を行うよう努めるものとします。

(利用者の契約解除権)

第9条 利用者は、事業者に対して、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、7日以上を予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了までに療養室を明け渡します。

2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合及びその他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

（事業者の契約解除権）

第10条 事業者は、利用者が次の各号に該当する場合及びその他利用者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。

- 一 第8条5項に該当するとき。
- 二 利用者の行動が、他の利用者等の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、事業者において、十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- 三 利用者が、重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をする危険性が極めて高く、事業者において、十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- 四 利用者が、故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。
- 五 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、施設サービスを提供できないとき。

2 事業者は、前項の理由により、契約を解除する場合には、利用者及び利用者代理人、身元引受人、家族、その他利用者と相応の関係を有する者、市町村等の関連機関等と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、在宅サービスの利用、生活の場の確保等について必要な調整を行うよう努めるものとします。

（契約の終了）

第11条 次のいずれかの号に該当する場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 利用者が、要介護認定において、自立又は要支援と認定されたとき。
- 二 利用者について、施設サービス提供の必要性がなくなったとき。
- 三 利用者が死亡したとき。
- 四 利用者又は利用者代理人が、第9条により、契約を解除したとき。
- 五 事業者が、第10条により、契約を解除したとき。
- 六 利用者について、外部の医療機関に入院する必要が生じ、その医療機関において、利用者を受け入れる態勢が整ったとき。
- 七 利用者について、他の介護保険施設等への入所が決定し、その施設等において、利用者を受け入れる態勢が整ったとき。

（契約終了後の退所）

第12条 利用者は、この契約の終了後、直ちに恵の杜を退所します。退所にあたり、利用者代理人又は身元引受人、家族等は、速やかに療養室を明け渡す等の必要な措置を行うこととします。

（退所時の援助）

第13条 この契約の終了により、利用者が、恵の杜を退所することになったときは、事業者は、あらかじめ利用者の受け入れ先が決まっている場合を除き、利用者代理人又は身元引受人、家族、その他利用者と相応の関係を有する者等とともに居宅介護支援事業者又はその他の介護保険機関、医療機関、福祉サービス機関等と連携し、利用者の円滑な退所のために必要な援助を行うよう努めます。

（契約に定めのない事項）

第14条 この契約に定めのない事項について疑義が発生したときは、事業者は、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び利用者代理人等との間で協議の上、誠意を持って解決するものとします。

以上契約の証として本契約書を2通作成し、利用者又は利用者代理人及び事業者は、署名又は記名押印のうえ、各自その1通を保有します。

令和 年 月 日

(利用者)

氏 名 印

(署名代行者)

氏 名 (印)

利用者との関係

署名代行の理由

(利用者代理人)

氏 名 (印)

利用者との関係

(身元引受人)

氏 名 (印)

利用者との関係

(立会人)

氏 名 印

利用者との関係

(事業者)

所在地 神奈川県横浜市瀬谷区阿久和南3-29-1

事業者名 社会福祉法人 恵正福祉会
介護老人保健施設 恵の杜

代表者氏名 管理者 大内 孝文 印

(説明者)

職 種

氏 名 (印)